

令和8年6月19日

熊本地方労働審議会
会長 小葉 武史 殿

熊本県電気機械器具製造業
最低工賃専門部会
部会長 高山 仁子

熊本県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（報告）

本専門部会は、令和8年6月8日、第1回専門部会を開催し、以来2回にわたり審議を重ねた結果、別紙1の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりであり、審議経過の概要は別紙3のとおりである。

別紙 1

熊本県電気機械器具製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

1 適用する家内労働者

熊本県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第 1 号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
ワイヤー ハーネス	カプラー差し（電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。）	50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 60銭

4 効力発生日

法定どおり

熊本地方労働審議会

熊本県電気機械器具製造業最低工賃専門部会委員名簿

区分	氏 名	現 職
公 益 代 表	◎ ^{たかやま} 高山 ^{まさこ} 仁子	尚絅大学生生活科学部栄養科学 科 長 （ 教 授 ）
	^{にしむら} 西村 ^{ひでこ} 日出子	株式会社熊本日日新聞社 編集局地域報道本部次長
	○ ^{やました} 山下 ^{あゆみ} 雅裕美	弁 護 士
家 内 労 働 者 代 表	^{かとう} 加藤 ^{さとし} 智志	全日本自動車産業労働組合総連合会 熊 本 地 方 協 議 会 議 長
	^{こざい} 小材 ^{かずひろ} 和博	アムコー・テクノロジー・ジャパン労働組合熊本支部 執 行 委 員 長
	^{もりた} 森田 ^{みさお} 操	連 合 熊 本 副 事 務 局 長
委 託 者 代 表	^{まえだ} 前田 ^{たかし} 隆	熊本県工業連合会事務局長
	^{まつもと} 松本 ^{たけひさ} 武久	熊本県経営者協会事務局長
	^{やました} 山 下 ^{まなぶ} 学	株式会社野田市電子取締役事業部長

各区分五十音順

◎部会長、○部会長代理

熊本県電気機械器具製造業最低工賃専門部会審議経過概要

開催回	開催年月日 開催場所	審議事項
第 1 回	令和 8 年 6 月 8 日 (月) 熊本地方合同庁舎 A 棟 1 階 記者会見室	1 部会長の選出及び部会長代理の指名 2 熊本県電気機械器具製造業最低工賃運営規程について説明 3 会議の公開・非公開について 原則に基づき公開とするが、改正審議については熊本地方労働審議会運営規程第 5 条の但し書きに基づき非公開とした。 4 「熊本県電気機械器具製造業最低工賃」の改正についての意見聴取結果について 5 「熊本県電気機械器具製造業最低工賃」に関する実態調査結果について 6 「熊本県電気機械器具製造業最低工賃」の改正審議について 家内労働者代表、委託者代表それぞれからの主張、意見の交換及び質疑応答が行われたが、結審に至らず次回開催とした。 7 その他 次回開催日時を説明。
第 2 回	令和 8 年 6 月 19 日 (金) 熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階 会議室	1 「熊本県電気機械器具製造業最低工賃」の改正審議について 家内労働者代表、委託者代表それぞれからの主張及び意見の交換、質疑応答が行われた。 2 結審 別紙 1 のとおり、採決により結審した。 3 答申 報告書を作成し、答申へ至る。